

お申込書と併せてFAXお願い致します。ご署名頂いた本書をコピー（控え）し、賃借人様（入居者様）へお渡しください。



保証サービスに関する重要事項

住み替えかんたんシステム保証契約及びビジネスサポートシステム保証契約に基づくフォーシーズ株式会社の保証サービスに関する重要事項を以下に掲載致します。本契約の申込・締結にあたって、ご理解いただくことが特に大切な事項ですので、ご確認をお願い致します。以下の内容をよくお読みになり、ご了承いただいたうえでお申込み・ご契約をお願い致します。

1. 申込先の保証会社について

保証会社：フォーシーズ株式会社（以下「当社」といいます） 所在地：東京都港区新橋5丁目13-7
 家賃債務保証業者の登録：登録番号：国土交通大臣（1）第7号 登録日：2017年12月21日
 問合せ先：03-3434-3725

2. 保証の範囲及び限度額について

当社は、賃借人様が申し込まれる不動産賃貸借契約の支払債務のうち、下記の債務について、賃借人様に対して保証致します。但し、下記③乃至⑤については、合計して賃料2ヶ月分をその上限とします。また、ビジネスサポートシステム保証契約において不動産賃貸借の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合のフルカバーライトプラン（この場合を以下単に「フルカバーライトプラン」といいます）では下記③乃至⑤は、保証の範囲に含まれません（本契約第6条、ビジネスサポートシステム保証契約第29条）

- ①月額固定費（本契約書表面記載の賃料、管理費・共益費、駐車場使用料その他の本契約書固定費欄に記載の定額の金員）
- ②変動費（本契約書変動費上限欄に記載の金額を月額の上限とします）（使用量等に応じて月額が変動する水道費・光熱費等）
- ③更新料（法定更新の場合を除きます）
- ④早期解約違約金（不動産が居住目的で用いられる場合であって本契約開始後2年未満で解約する場合に限り）
- ⑤原状回復費用（本契約書所定の条件を満たしたも）
- ⑥賃料等相当損害金（賃貸借契約終了後、不動産明渡しまでの期間（最長48ヶ月（フルカバーライトプランにおいては賃料等の3ヶ月分）に限定される）の月額固定費に相当する損害金）

3. 保証期間

本契約は、原則として、不動産賃貸借契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始し、不動産賃貸借契約の有効期間中に限り存続します。本契約における保証は、当社が本契約書を含む必要書類及び保証委託料等を受領した時点から開始し、本契約の終了又は賃借人様の不動産明渡し完了により終了します。（本契約第2条及び第7条）但し、フルカバーライトプランにおいて不動産明渡しのために法的手続をとった場合は、賃借人様において不動産明渡しの債務名義を取得した時に本契約における保証が終了します。（ビジネスサポートシステム保証契約第29条）

4. 保証委託料について

保証サービスのご利用にあたり、つぎの保証委託料をお支払いいただきます。

- ①初回保証委託料（本契約第8条）
 基本額は、月額固定費及び変動費上限額の合計額（以下「合計基準額」といいます）の1ヶ月分です。（最低保証委託料35,000円）
- ②年間保証委託料（本契約第9条）
 基本額は、合計基準額の1ヶ月分です。（但し、1ヶ月分の合計基準額が35,000円未満のときは、35,000円）

《年間保証委託料の割引サービス》

家賃延滞回数が0回及び1回の場合は10,000円に、家賃延滞回数が2回の場合は30,000円に割引致します。家賃延滞回数が3回以上の場合は、割引はございません。なお、家賃延滞回数は保証年ごとに数えるものとします。

5. 本契約が1年の保証年の途中で終了することとなった場合の保証委託料の返還について

本契約が保証年の途中で終了した場合、お支払いいただいた初回保証委託料及び年間保証委託料は、契約終了事由の如何を問わず、返還されません。（本契約第8条第2項、第9条第2項）

6. 賃料等や変動費などの延滞時のお取扱いについて

- (1) 延滞時の基本的なお取扱いについて
 賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を延滞されたときは、賃借人様へ特段の連絡をすることなく、当社から直接賃借人様への支払を行います。（本契約第14条第1項）但し、当社による賃借人様への支払は、賃借人様ご自身によるお支払と同視されるものではありませんので、賃借人様ご自身によるお支払がない限り、不動産賃貸借契約が解除されるなどの不利益を受けることがあります。
- (2) 不動産賃貸借契約の解除について
 ①賃借人様による解除
 賃借人様が賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったときは、賃借人様は、無催告にて不動産賃貸借契約を解除することができることとなります。（本契約第13条第4項）また、このほかにも、不動産賃貸借契約の定めに基づき、不動産賃貸借契約が解除されることがあります。
 ②当社による解除
 賃借人様が支払を怠った賃料等及び変動費の合計額が賃料3ヶ月分以上に達したときは、当社は、無催告にて不動産賃貸借契約を解除することができることとなります。（本契約第13条第1項）
- (3) 求償権の行使について
 賃借人様の延滞により当社が賃借人様に代わって賃借人様に支払をした場合には、当社は、賃借人様に対する求償権を取得し、賃借人様には、以下の額の金員につき当社への支払義務が発生致します。（本契約第14条第2項）
 ①当社が賃借人様に支払った2.の額
 ②賃借人様が支払を延滞されたときから年率14.6%（年366日の日割計算）の割合による遅延損害金
 ③①の支払に要した費用（振込事務手数料1回あたり800円（税別）を含みます）

7. 事前求償について

当社は、賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を怠ったなどの求償金の保全を必要とする事情があるときは、賃借人様への支払前であっても、賃借人様及びその連帯保証人様に対して、事前に求償権を行使することができます。（本契約第16条）

8. その他の事項について

- (1) 不動産の明渡しにかかる費用の負担について
 不動産賃貸借契約が終了したにもかかわらず、賃借人様による不動産の明渡しがないときは、賃借人様には、以下の内容について当社へのお支払義務が発生致します。（本契約第15条第1項）
 ①法的手続費用（不動産の明渡しにつき法的手続を要する場合）（但し、フルカバーライトプランにおいては不動産明渡しのための債務名義の取得までに要した法的手続費用に限り）（本契約第17条第3項、ビジネスサポートシステム保証契約第29条）
 ②動産類の搬出・処分を要した費用（本契約第19条第2項）
 ③動産類の保管料月額1万円（税別）（本契約第19条第2項）
- (2) 特別預託金について
 当社は、当社が特に必要と認める場合、賃借人様の当社に対する支払義務を担保するため、賃借人様に特別預託金の預託を求めることがあります。（本契約第3条）また、不動産賃貸借の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合であって、フルカバーライトプランからフルカバープランにアップグレードする場合は、目的物件の面積1坪あたり1万円の特別預託金の預託が必要となります。（ビジネスサポートシステム保証契約第29条）

重要事項の説明を受けて、内容を理解しましたので下記に署名致します。

4e's

重要事項の説明を行った代理店様名

ご担当者様

日付 20 年 月 日 賃借人様（入居者様）（ご本人様にご署名してください。）
 署名欄（フルネーム）

